

令和5年(ワ)第413号 慰謝料等請求事件

原告 奥村昇次

被告 友松孝雄

原告準備書面(4)

令和5年9月18日

名古屋地方裁判所民事第8部合議B6係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 柴垣幹生



本書面では、被告の令和5年7月26日付準備書面(被告2)及び同年7月27日付準備書面(被告3)に対し、原告の主張・反論を述べる。

第1 準備書面(被告2)に対する主張・反論

1 第1の1(4)について(同書面2頁)

被告は、「そもそも、被告が原告に対して被告自身に対する謝罪を要求すべき理由がない。」と述べるが、被告が原告に対し執拗に謝罪を要求してきたのは、訴状3頁で述べたように「被告がなおも原告の人格や過去の過ち等についてさらに非難してきたため、原告が『わかりました。』と返事をしたところ、原告の態度に激昂した」からである。これが、被告が原告に対して被告自身に対する謝罪を要求してきた理由である。

2 第1の1(5)について(同書面2頁)

(1) 被告は、「原告も呼び入れて原告に弁明の機会を与えている。」と述べ

るが、従前の経緯についての原告の認識、意見、言い分等を聴取するなどの実質的な弁明の機会が与えられていなかったことは、すでに原告準備書面（１）１３頁及び原告準備書面（２）３頁で主張したとおりである。

- (2) また被告は、「全員会を開き、原告を『除名』処分とすることの決議を図ったところ、全員一致で除名が決まった。」と述べる。

しかし、原告が退室した後もその場に居合わせた訴外梶田正直議員（以下「梶田議員」という。）によれば、「除名処分にした詳細な理由やその経緯などについては特に説明はありませんでした。また、奥村議員の除名処分について意見を求められたり、賛否を問うなどということも一切なく、三役でそのように決めたことを一方的に告げられただけでした。」とのことである（甲１０・４～５頁）。

そもそも本規約（甲１）第４条１項によれば「除名等の処分は役員会を経て全員会で決定する。」とされているとおり全員会の多数決で決議すべきところ、詳細な理由や経緯等についての説明もなく、意見を求めたり賛否を問うことも一切なく、三役で除名処分を決定した旨を一方的に告げられたのみというのであるから、「決議を図ったところ、全員一致で除名が決まった」というのは明らかに事実と反している。

被告自身が「決議を図ったところ」と述べていることから、原告を除名処分とするには全員会の決議が必要であることは認識しているはずである。それにもかかわらず、梶田議員によれば決議を図った事実はないのであるから、この点は本規約第４条１項に反する明確な手続違反である。

3 第１の１(6)について（同書面３頁）

- (1) 被告は、「直接、原告に自主退団と除名の選択を求めたのは被告ではなく政務調査会長である。」と述べる。

しかしそれは、答弁書で被告が述べているように「いきなり除名処分にするのではなく、原告に任意に退団する機会を与えよう、ということにな

り、それは政務調査会長が原告に話すことになった。」（答弁書9頁）だけのことである。

そもそも被告は、「翌日の29日、被告は総務会長と政務調査会長に個別に電話をかけ、原告のこの度の行為とそれに対する対応を相談した。」と述べているように（答弁書7頁）、原告の処分の検討を主導した。そして、自由クラブの団長たる被告は、「議員団を代表し、総括運営・目的達成の任にあたる。」（甲1・本規約第5条2項）者として、自由クラブを代表し、運営を総括する立場にあることも踏まえれば、発言者が政務調査会長であったことをもって被告が法的責任を免れるものではない。

(2) 被告は、自主的な退団か除名かを原告に選択させた点について、「この事実を『退会を強要した。』ととらえること自体社会通念上無理がある。」と述べる。

しかし、本件で原告が問題視しているのは、原告が被告から実質的な弁明の機会を与えられないまま自主的な退団か除名かという選択を迫られ、何れにしても自由クラブからの退会を余儀なくされそれ以外の選択肢は示されなかった点なのであり、これは事実上退会を強要されたに等しい。

4 第1の1(7)について（同書面4頁）

(1) 被告は、「その結果（原告が自由クラブを除名処分となったこと）について、どこにも全く通知ないし公表をしておらず、名誉侵害行為性は全くない。」と主張するが、これに対する反論は、原告準備書面（2）第2の1(2)（同書面4頁）で述べたとおりである。

なお、令和5年2月2日の中日新聞朝刊では「奥村氏は一月四日付で除名処分となった」旨報道されており、原告の除名処分は広く春日井市民の知るところとなった。

(2) また、被告は「令和5年1月4日のうちに…『会派届出事項異動届』別紙1（乙16）を春日井市議会事務局に提出した」と述べるが、これは事

実に反している。それ故、「春日井市議会議長は、自由クラブからの届け出（乙16）を受けて、1月4日付けで『会派名簿の変更について（通知）』を発した（乙17）。」というのも事実ではない。詳細は7で後述する。

5 第2の1(3)について（同書面6頁）

被告は、「第4条にいう『役員会』とは三役会のことでありこの事は団員全員が承諾している事柄である。」と述べる。

しかし、本規約（甲1）第5条1項で「役員」として規定されているのは会計及び書記を含む5名であるから、同第4条1項で規定されている「役員会」は5名で構成される会議体を意味することは自明である。本規約第4条1項の「役員会」が被告が述べる「三役会」と同義であるとは何ら本規約に規定されておらず、そもそも「三役会」なるものは本規約上の機関ですらない。まして、「団員全員が承諾している」などという事実もないし、そもそも本規約が存在していたことすら団員全員には周知されていなかったというのが実態である。

6 第4について（同書面8頁）

被告は、春日井市当局の提案に係る再整備方針について自由クラブとして賛成する意思形成をした経過を縷々述べる。

この点、被告は、「議会運営委員会ないし勉強会においても、またその後の本会議期日（令和4年2月22日）までに異論がでることもなく、そのまま議案が上程されることを承諾していた。これが『会派として支持・賛成の立場を明確にしていた。』ということになる。」と述べるが、令和4年2月22日の春日井市議会定例会において再整備方針の予算を含む一般会計予算に賛成したことと本件再整備方針ないし本件中間案に賛成することを同義と捉えているようである。

しかし、被告による証拠説明によれば本件中間案（乙11）が市当局により具体的に作成されたのは令和4年5月とのことであり、少なくとも同年2月2

2日の時点では市当局から具体的には示されていなかったのであるから、その時点で本件中間案に対して支持・賛成の立場をとるか否かを判断することは事実上不可能であった。しかも、そもそも再整備方針の予算を含む一般会計予算に賛成することと、本件中間案の具体的な内容に賛成することとは同義ではなく、次元の異なる問題である。

したがって、再整備方針の予算を含む一般会計予算に賛成したことをもって本件再整備方針ないし本件中間案に賛成したことにはならないし、本件中間案について自由クラブとして支持・賛成の立場を明確にしていたなどということもない。

7 「会派届出事項異動届」(乙16)について

(1) 被告は「令和5年1月4日のうちに…『会派届出事項異動届』別紙1(乙16)を春日井市議会事務局に提出した」、「春日井市議会議長は、自由クラブからの届け出(乙16)を受けて、1月4日付けで『会派名簿の変更について(通知)』を発した(乙17)。」と述べるが、上記4(2)で前述したとおり、これらは事実と反している。

(2) 梶田議員によれば、被告をはじめ自由クラブ三役が令和5年1月13日に原告を除く自由クラブ所属の議員全員を集め、自由クラブを一旦解散し、原告を除いて再度結成するとの提案がなされたとのことである(甲10・5頁)。これは、令和5年1月4日に原告が訴訟提起に言及したことから、訴訟になれば除名処分の当否が問われることを警戒した被告が、除名処分によらずに原告を自由クラブから排除する便法として画策したものと思われる。

ところが、被告ら三役のそのような運営方針を是としない6名の議員がその場で退会を申し出るという想定外の事態が生じた。そこで被告は、自由クラブから原告を排除するためには除名処分によらざるを得なくなり、原告の除名処分を既成事実化すべく、急遽同年1月4日付の会派届出事項

異動届を提出したのである。

乙第16号証には被告が署名し、令和5年1月4日の日付が記載され、同日の受付印が押印されているが、これを実際に議会事務局が受理したのは同年1月13日である。被告は届出日付を偽り、また議会事務局も受付印の日付を偽っている。それ故、「会派名簿の変更について（通知）」（乙17）を同年1月4日付で発したということもない。

- (3) 他方原告は、同年1月13日に6名の議員が自由クラブから退会したことを知り、自身も同年1月16日付で市議会議長宛てに会派所属届（乙18）を提出した。もともと、同年1月4日の除名処分を決して容認していたわけではなかったため、異動年月日は当初令和5年1月16日と記載したのであるが、それでは被告が提出した会派届出事項異動届（乙16）と内容において矛盾をきたすため、辻褄を合わせるべく議会事務局から異動年月日を令和5年1月16日から1月4日に訂正するように求められたのである。

乙第18号証の異動年月日の記載が訂正されているのは、そのような理由による。

- (4) 被告が、あくまで令和5年1月4日の原告の除名処分は正当だと主張するのであれば、その当日に会派届出事項異動届を提出すればよかつたはずである。しかし実際はすぐには届け出ようとせず、同年1月13日に原告を除いて自由クラブを再結成しようと画策したのは、被告自身が、訴訟になれば除名処分の当否が問われかねないと、その不当性を認識していたからにほかならない。

第2 準備書面（被告3）に対する主張・反論

- 1 被告の主張するところは、大要、除名処分を含む市議会議員の会派の構成員の問題は本質的に当該会派の完全な自治に委ねるべき事柄であって司法が関与

すべき事柄ではなく、除名処分の当否の争いの判断を裁判所に求めることについて法的利益はない、というものである。

- 2 しかし、まず前提として、会派の構成員に関わる問題であっても、他の構成員に精神的苦痛を与えるような言動があればそれは民法上違法の評価を受け不法行為に基づく慰謝料請求の対象となり得るし、まして犯罪の構成要件に該当する行為があれば刑法上違法の評価を受けるのは当然であるから、会派の構成員に関わる問題であるからとの理由のみで当然に司法の関与が排除されるわけではない。

次に、市議会の会派は、多数決原理を前提とする議会制民主主義のもと、多数派を構成することを通して自らが是とする政策の実現に向けて行動することを目的として形成される民主的組織であるから、会派の運営においても当然に民主的運営が求められなければならない、一部の構成員による独断専行がまかり通るようなことがあってはならない。

特に除名処分は、構成員本人の意思に反して会派から排除する処分であり、当該本人にとって不利益かつ不本意なことであるから、会派の民主的運営の観点から、処分の前提となる客観的事実に基づき、かつ正当な手続に則って行われなければならない。

- 3 本件訴訟における被告の主張の骨子は、本件中間案に対し自由クラブとして一致して支持・賛成の立場を明確にしていたにもかかわらず原告はこれに反対の立場からチラシを配布するなどして市民を煽り、そのことを注意したにもかかわらず今度は現実には質問していない事項を議会報に載せようとして議会報原稿の件で議会事務局や議会報委員長らに迷惑をかけ問題を起こした、それ故全員会の決議により除名に至ったというものである。

これに対し原告は、本件中間案に対し支持・賛成する立場を自由クラブ全体の方針として確認したことはなく、それ故チラシを配布したことも何ら自由クラブの方針に反するものではない、また議会報原稿の件も現実には質問していな

い事項を議会報に載せようとしたなどという事実はなく、自分には何ら落ち度がないにもかかわらず被告は正確に事実関係を調査し把握しようともせず感情に任せて激昂し、実質的な弁明の機会も与えられず、手続上も役員会を経ず、全員の決議も経ないまま除名に至った旨主張してきた。

- 4 本件においては、本件中間案に対し自由クラブとして支持・賛成しており原告のチラシ配布がその方針に反するものであったか、また議会報原稿については現実に質問していない事項を載せようとしたのか等、原告の除名処分に至る経緯に関わる前提事実について原告・被告間で争いがあるため、まずはこれら前提となる事実の認定がなされなければならない。前提事実を踏まえてもなお違法性が認められないのであれば原告の本訴請求は棄却を免れないが、少なくとも前提となる事実の認定をしないまま司法判断を回避すべきではない。

それとともに、正当な手続に則っていたか、すなわち実質的な弁明の機会を与えられたか、及び本規約上求められている「役員会」及び全員の決議を経たか、という点についても事実認定がなされなければならない。

- 5 以上のように、除名処分の前提となる事実及び除名処分に至る手続の両面において事実認定がなされ、そのうえでかかる認定事実を前提としてもなお違法とは評価し得ないというのであれば、原告の本訴請求棄却は止むを得ないとしても、原告が除名処分に至る被告の一連の言動によって現実に精神的苦痛を被っている以上、かかる事実認定もないまま単に会派の構成員という本質的に当該会派の自治に委ねるべき事柄であるとの理由のみで裁判所の判断が回避されるようなことがあってはならない。

特に、上記第1の7(2)で前述したように、被告は令和5年1月13日に除名処分によらずに原告を自由クラブから排除しようとして画策したのであるから、本件除名処分の不当性を認識していたことは明らかである。そうであればなおさら、原告が本件除名処分の当否の判断を裁判所に求めることについて法的利益はあるというべきである。この点に鑑みても、本件について裁判所は判断を回

避すべきではない。

以上